Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和6年12月27日 住宅局住宅経済・法制課 住宅生産課

住宅ローン減税の子育て世帯等に対する借入限度額の上乗せ 措置等を令和7年も引き続き実施します!

~令和7年度税制改正における住宅関係税制のご案内~

本日閣議決定された令和7年度税制改正の大綱において、住宅ローン 減税の子育て世帯等に対する借入限度額の上乗せ措置を令和7年も引 き続き実施することなどが盛り込まれました。

税制改正の概要 (詳細は別紙をご覧ください)

- ※今回の措置は、今後の国会で関連税制法が成立することが前提となります。
- (1) 住宅ローン減税:以下のとおり、令和6年と同様の措置を引き続き実施。
- 〇 借入限度額について、子育で世帯・若者夫婦世帯*が令和7年に新築住宅等に 入居する場合には、令和4・5年入居の場合の水準〔認定住宅:5,000万円、ZEH 水準省エネ住宅:4,500万円、省エネ基準適合住宅:4,000万円〕を維持する。
 - ※①年齢19歳未満の扶養親族を有する者
 - ②年齢40歳未満であって配偶者を有する者又は年齢40歳以上であって年齢40歳未満 の配偶者を有する者

が、住宅ローン減税の適用を受ける場合(①又は②に該当するか否かについては、 入居した年の12月31日時点の現況による)が対象となります。

- 〇 新築住宅の床面積要件を40㎡以上に緩和する措置(合計所得金額1,000万円以下の年分に限る。)について、建築確認の期限を令和7年12月31日(改正前:令和6年12月31日)に延長する。
- (2) 既存住宅の子育て対応リフォームに係る所得税の特例措置
- 令和6年度税制改正において創設された子育で対応リフォーム税制について、 令和7年も引き続き実施する。

その他の住宅税制に係る令和7年度税制改正要望の結果については、別紙 P3 をご参照ください。

(問い合わせ先)

- (1) について 国土交通省住宅局住宅経済・法制課
- (2) について 国土交通省住宅局住宅生産課

電話:03-5253-8111(代表)